

奈良県告示第百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

令和三年十月五日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
堀家 裕輔	カシバシ整骨院 香芝市瓦口三三一	令和三年九月一日
山本 晃暉	ヤマト鍼灸整骨院 葛城市北花内六〇〇一三	令和三年九月一日